省　令

○厚生労働省令第百三十六号

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月二十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第二百条第一項及び第二百二条の規定の適用を受けなくなった場合の届出） **第二十四条の三**　被保険者が法第三条第十項に規定する共済組合（以下この項、第二十九条の二第一項及び第五十一条第四項第四号において単に「共済組合」という。）の組合員の資格を喪失したことにより、適用事業所（当該共済組合に係るものを除く。）に係る法第二百条第一項及び第二百二条の規定の適用を受けなくなったときは、当該適用事業所の事業主は、当該事実があった日から五日以内に、その旨を記載した様式第三号による届書を機構又は健康保険組合に提出しなければならない。この場合において、同様式中「被保険者資格取得届」とあるのは「第二十四条の三第一項の届書」と読み替えるものとする。 ２　第二十四条第三項及び第四項の規定は、前項の届出について準用する。 （法第二百条第一項及び第二百二条の規定の適用を受けるに至った場合の届出） **第二十九条の二**　被保険者が共済組合の組合員の資格を取得したことにより、適用事業所（当該共済組合に係るものを除く。）に係る法第二百条第一項及び第二百二条の規定の適用を受けるに至ったときは、当該適用事業所の事業主は、当該事実があった日から五日以内に、その旨を記載した様式第八号による届書を機構又は健康保険組合に提	（新設）
（新設）	（被保険者証の交付） **第四十七条**　協会は、厚生労働大臣から次に掲げる情報の提供を受けたときは、様式第九号による被保険者証を被保険者に交付しなければならない。ただし、当該情報の提供が、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更に伴い行われたものであるときは、この限りでない。 一　法第三十九条第一項の規定により被保険者の資格の取得の確認を行った旨 二　事業所整理記号及び被保険者整理番号の変更を行った旨 三　第二十四条の三第一項の届書を受理した旨 ２　健康保険組合は、次に掲げる場合においては、様式第九号による被保険者証を被保険者に交付しなければならない。 一　法第三十九条第一項の規定により被保険者の資格の取得の確認を行ったとき。 二　被保険者等記号・番号を変更したとき。 三　第二十四条の三第一項の届書を受理したとき。 ３～５　（略） （被保険者証の返納） **第五十一条**　事業主は、次に掲げる場合においては、遅滞なく、被保険者証を回収して、これを保険者に返納しなければならない。この場合（被保険者が任意継続被保険者で

出しなければならない。この場合において、同様式中「被保険者資格喪失届」とあるのは「第二十九条の二第一項の届書」と読み替えるものとする。

２　第二十四条第四項の規定は、前項の届出について準用する。

（被保険者証の交付）

第四十七条　協会は、厚生労働大臣から次に掲げる情報の提供を受けたときは、様式第九号による被保険者証を被保険者に交付しなければならない。ただし、当該情報の提供が、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更に伴い行われたものであるときは、この限りでない。

一　法第三十九条第一項の規定により被保険者の資格の取得の確認を行った旨

二　事業所整理記号及び被保険者整理番号の変更を行った旨

三　第二十四条の三第一項の届書を受理した旨

２　健康保険組合は、次に掲げる場合においては、様式第九号による被保険者証を被保険者に交付しなければならない。

一　法第三十九条第一項の規定により被保険者の資格の取得の確認を行ったとき。

二　被保険者等記号・番号を変更したとき。

三　第二十四条の三第一項の届書を受理したとき。

３～５　（略）

（被保険者証の返納）

第五十一条　事業主は、次に掲げる場合においては、遅滞なく、被保険者証を回収して、これを保険者に返納しなければならない。この場合（被保険者が任意継続被保険者で

（被保険者証の交付）

第四十七条　協会は、厚生労働大臣から、法第三十九条第一項の規定により被保険者の資格の取得の確認を行った又は事業所整理記号及び被保険者整理番号の変更を行った旨の情報の提供を受けたときは、様式第九号による被保険者証を被保険者に交付しなければならない。ただし、当該情報の提供が、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更に伴い行われたものであるときは、この限りでない。

（新設）

（新設）

（新設）

２　健康保険組合は、法第三十九条第一項の規定により被保険者の資格の取得の確認を行ったとき、又は被保険者等記号・番号を変更したときは、様式第九号による被保険者証を被保険者に交付しなければならない。

（新設）

（新設）

３～５　（略）

（被保険者証の返納）

第五十一条　事業主は、被保険者が資格を喪失したとき、その保険者に変更があったとき、又はその被扶養者が異動したときは、遅滞なく、被保険者証を回収して、これを